

# 和解本善書の研究

——「功過自知録大意」の問題——

八 木 意 知 男

## 要 旨

中国善書の和解本は、近世期日本を席捲した。就中『和字功過自知録』は、善悪星取形式が大いにうけたと思量される。そしてこの『和字功過自知録』には「功過自知録大意」一篇が附されてある。

天保六年には「功過自知録大意」を独立した一篇とする考えに基づき『和語陰隣録大意』が刊行されたに際し附録されてもいる。しかし、この『和語陰隣録大意』に附録された「功過自知録大意」は、他と全く異なる内容となっている。

そこで、安永五年版・寛政十二年版・天保九年版の『和字功過自知録』所載「功過自知録大意」を紹介復刻し比較の上、その異同を明らかにしようとしたものである。

〔キーワード〕

和解本善書

和字功過自知録

源無校

功過自知録大意

和語陰隣録大意

はじめに

酒井忠夫氏著『中国善書の研究』（弘文堂、昭和三五年）いうところの中国善書〔1〕の一種『陰隣録』には、「功過格」が添えられている。この「功過格」を荻生徂徠夫人三宅氏等が和解してより、『和字功過自知録』なる書が広く行われるようになった如くである。〔2〕

この『和字功過自知録』は『国書総目録』によれば、安永五年（一七七六）版を嚆矢とし、寛政十二年（一八〇〇）版、文化十一年（一八一四）版、天保九年（一八三八）版、天保十年（一八三九）版、天保十四年（一八四三）版、刊年不明版、が存することになる。ほぼ『和語陰隣録』出版と歩調を合わせていると知れる。つまり、江戸期の日本人教育の手引き書として大きな役割を果たしたのである。

しかるに、『和解太上感応篇』『和語陰隣録』『通俗陰隣文』等と共に、『和字功過自知録』もまたその研究はさほどなされてはいない。本稿で扱うのは、これら諸書を考える為の資料の一端である。

「功過自知録大意」について

さて、『国書総目録』は『和語陰隣録大意』を立項、次の如く記す。

○和語陰隣録大意 わごいんしつ 一冊 ㊦教訓 ㊧天保六刊 ㊨天保六版—大阪府、天保一一版—慶大、天保一二版—慶大、刊年不明—慶大

※功過自知録大意を附す、明治版あり

すなわち、『和語陰隣録大意』には「和語陰隣録大意」と共に、右傍線部「功過自知録大意」が収められているという

のである。そこで手許の天保六年刊『和語陰隣録大意』を見ると、

(1) 和語陰隣録大意 (五丁)

(2) 格目之図 (二丁)

(3) 附功過自知録大意 (八丁)

(4) 天保五年年紀阿日昇窟在納大觀叟序 (二丁)

(5) 附録「陰隣文摘要」(二丁)

(6) 天保六年年紀大塚某刊記 (半丁)

以上が収録されている。そして、ここに「功過自知録大意」<sup>(3)</sup>とてあるものは、功過格の一部分である。

いま試みに冒頭から一丁分を抜き出せば次の通りである。

附功過自知録大意

明 雲棲蓮池大師、功過自知録を作つて、善門過門八類を分て、功過を記すに便りよからしめたまふ、今爰に其大意を<sup>まじ</sup>しるす、委事ハ本書を見るべし

一上を敬ひ下を恵ミ、主親につかへて忠孝をつくし、夫婦兄弟姉妹むつまじく、朋友に信を以て交り、礼儀を正うし、我より若輩なる者、又は愚かなるものにむかひてハ、佛神の靈験利生をかたり聞せ、又聖賢の教をととき、萬の人を善道にすゝめ入る等の事、各一事を一善とす 但し主親につかへ敬て、忠孝をつくす類、ことに寄てハ一日をも一善とすへし

一凡一切の善根ハ、物の命を救よりよきハなし、されハ好て放生を行へし、こまかなる虫魚の類ハ、十命一善、魚鳥などハ、一命一善、大なる鳥獸ハ、一命十善、又牛馬の類、人に益ある類ハ、一命二十善

- 一 祭、振舞等生類を殺し用ひたるを止て、死たる物を市に買て遣ふ類も、一命一善
  - 一 平生肉食する人、精進すれば、一食一善
  - 一 上たる人殺生を禁断する、一日十善
  - 一 殺生を家業にするを、家業を改よとすゝむる、三善
- もしあらたまるに於てハ  
ともに 五十善

ところで、「功過自知録大意」なるものは『和字功過自知録』にも備う。同書安永五年（一七七六）版にも寛政十二年（一八〇〇）再刻版にも、そして天保九年（一八三八）版にも存するのである。そこで問題となるのは『和字功過自知録』に備う「功過自知録大意」（以下「大意」と略称）が同一のものではなく、かつ、『和語陰隣録大意』に附録されたものとも異なることにある。そこで、まず甲・乙にこれを分けて両版の「功過自知録大意」を翻刻紹介する。両版ともに底本は八木架蔵本を以つてする。

### 翻刻紹介「功過自知録大意」

翻刻は次の要領に依る。

- ア 行数字詰等はこれを無視した。
- イ 漢字は原則現在通行字体に改めたが、「佛」等そのまま残したものもある。
- ウ 読点等は原のママである。
- エ ルビはそのままに残した。

才 片仮名「ミ」「ハ」等はそのままとした。

翻刻紹介したところにより、『和語陰陽録大意』に附録されものと甲と乙とそれぞれに差が存することが知られよう。

〔甲〕安永五年版『和字功過自知録 全』所載「功過自知録大意」

功過自知録大意

(一) 一人の世にある、貴も賤も、君親をうやまひ、兄弟を親しミ、妻子をむつまじくし、親類縁者眷属をめぐミ、朋友をいつくしミ、困窮の人を扶助し、身を謙り、心を正しふして、我が行跡をつゝしミ、そのつとむべき家業を大切に守るべきなり、左ハあれど、其身に応じ願ひのぞミ多きもの也、或ハ官位にのぼり、俸禄を加増して、家門をかゝやかさんと願ひ、或ハあながちに、財宝をのぞみ、世継をもとめ、又は、親類の疾病をかなしみ、知音の困窮をすくハんと思ふもあれども、種々の災難さはりありて、願ひ事かなひがたく、佛神三宝に祈れども、その靈験も少く、又ハ食欲熾盛にして、道理にそむき、人をいたためても、我ひとり福者にならんと、百計謀慮して、思ひをこがし、心身なやまし、苦む人もあり、唯人の難儀をすくひ、生あるものゝ命をたすけ、慈悲心を起して、種々の善根功德を積てこそ、天地の冥加、佛神の守護にあづかり、いかなる望ミも叶ひ、寿福も来るべきに、人の患をかへりミず、己独りさいはひを貪る人ハ、たとひ一旦の利運にて、当然の利徳ありといふとも、終に天地の冥罰をうけて、末かならず禍に遇ふなり、加持祈祷智慮計画をさしをき、唯一心に此功過格を受持し、善をつみて功德をなし、幾百幾千の善功をつもりて、乃至、一万功にも満せば、禍のぞき福きたりて、いかなる願ひのぞミも成就せずといふ事なし、身の善悪をかへりみず、佛神に祈り求むるよりハ、百倍の靈験ある事、掌の上に見るがごとし、

(一) 功過格を受持して、信行する人ハ、もつハラ毎日善事をのミ積まんとして、このむで過惡をなすべき理ハなけれども、無據 目前の利慾にまどひ、誤りて過惡におつることあらば、則改めて善功を多く行ふて、過をすくふべし、善事そこばくありとも、過事の条格ほど、善事きゆると心得べし、先毎日行なふ所の善と惡とを一々書記して、曆日の上にしるしを、一善ハ○を記、十善ハ⊕を記、百善ハ⊗を記、一過ハ×を記、十過ハ\*を記、百過困を記、右の印を毎日記し置きて、月の晦日ごとに、善惡の数をたゞすべし、此印をなす事ハ、射を稽古する人の、安土的を 柀へて、射ことを修練するがごとし、的乃目あてなければ、中りのほどをしる事なし、さて月の朔日十五日に、早天に花を捧、香を焼き、功過格を受持する旨を、天につげ奉り、又ハたつとぶ所の佛神に告奉りて、願ひ事あらバ申べし、若し又過惡あらバ、我罪をさんげ礼拝すべし、必佛神の感応ありて、所願満足する也、袁了凡ハ、子孫乃なき、人相なれども、天に誓ひて、三千の善行を修しければ、則天啓といふ、男子を持ちり、一万の善行を修しければ、宝抵県といふ所の奉行職に成り、殊に五十三歳の命厄とありしも、七十歳にをよびても、つゝがなかりしと也、或ハ、此功過格、夜ひかりをはなち、又夢に金字と化し、銀字と化すと見て、兄弟の子をまうく、其外靈驗挙てかぞへがたし、文しげきを以て略之、

(二) 袁了凡云、前代の賢者も、多く此格を修行して、明德を成就する人、幾百人、富貴幾千家といふことをしらず、心まことありて、願心堅固ならバ、此功過格すなハち造化の主となりて、禍をのぞき、福をあたへたまふこと、神妙なりといへり、

(三) 一 毎日善行を修して月日を重ねて微しの過惡もなく、善行をこたりになくバ、純善といふて、もつとも奇特の事也、純ハもつはらと訓て、ものゝまじりなくさつはりと、いろいろなる事也、善功一色にて、微しも過惡の雜らぬを、純善といふ也、一日に十善ならしに積れば、一月に三百善也、一年にハ、三千六百善に至るべし、しかれば嚴重に微の過

をも、必記すべし、善功を記す事ハ詳にして、過惡を記す事を恕すべからず、陰隲録に、袁了凡曰、福を獲、禍に遠ざからんとおもふものハ、善を行ふ事よりハ、先過を改むる事肝要なり、人々過を改むるに、事の上より改むるものあり、理の上より改むるものあり、心の上より改むるものあり、其改めやうによりて、効驗を得るに不同ありといへり、よく我身をかへりミれば、我所行すべて、過惡のミ多ければ、ふかくはぢ畏て、勇猛に過を改むべき也、志 あつけれハ、改過の事さまでむつかしき事にあらず、猶陰隲録をミるべし。

一善を積ことは、皆日用の行ひにて、金銀を用ひ、つひやす事なきゆへ、貧しき賤の男賤の女までも、行ふにやすきを事也、

一主君父母にすゝめて、善事を行ハしむるを、十善とす、他人に勧るハ、一善とす、君父ハ我が上に立て、われを輕んずる人ゆへ、勸化しがたく、他人ハ勸化し易き故也、

一善門の内、はなハだ微ばかりの善行なるを引あげて、一善とす、是小善をもすてざれば、又小惡をも恕さぬなり、しかるに、小善のなしやすきを修して、なし難をいとふて弃べからず、もとより、人を救ひ、物をあはれみ恵む実心よりにやす事ならでハ、まことの善行にあらず、善事といへども、名利のために修し、又ハ価をとり、賂をうくる等ハ、すべて善功にあらずとしるへし

一 百錢を以て、一善一過に準ずるといへども、貧富によつて、進退ある事なれば、其身の分限によるべし、貧女乃一燈といふ事のあれば、富饒の人ハ、心を付べき事也、

一至極の大惡非道の事ハ、功過格受持する人の限にあらず、よつてこれを記さず、  
一 或人の云、善をなし、惡をさる事は、我心にあれば、何ぞわづらハしく書記におよばんや、答云、随分善を行ふとおもへども、善ハ少く、決して惡はせぬとおもへども、惡は多きものなれば、くはしく書記さざれば、善惡多少のし

るしなし、毎日書記す上にて、分明に善悪の多少よく見ゆれば、小悪もよくいましてなさず、小善をも惰らず、勤行ふ時は、則其行ふ所、行住坐臥、皆純善となる也、禍福に門なし皆人の招く所也とて、吉に逢ひ、凶に逢ふ事、皆我所行によつて、天より善悪の報を下し給る事也、我頭をあぐる事三尺、決して神明也、心を正し、行を慎み、聊も罪を天地佛神に得ざるやうにし、身を謙て己をせめ、天地仏神をして、我を憐給ふやうにすべし、是功過格を修する人の意得也、天は高しといへども、背をくゞめ、地ハ厚しといへども、ぬきあしせよと、詩經に見へたり、天地を畏て慎むべき事也、

一 或人云、禍福寿夭、皆天命あり、功過格を修して、若しるしなき時ハいかん、答云、極善の人と、極悪の人とハ、一概乃論にかゝハリがたし、禍福ハ天命也といふハ、凡俗の論也、禍福をのれより求ざるものなしと、孟子に見へたり、積善の家にハ、餘の慶あり、積悪の家にハ餘の殃ありと、易經に聖人の説給へバ、禍福寿夭、我所行をさしをき、唯天命也といふハ、大なるひが事也、若功過格を修して、驗なくバ、励ていよく修行すべし、必其靈驗を蒙し事、古今の書籍にのせてあきらか也、よしやたとひ驗なくとも、悪をやめ、善をなすハ、天地の理、人間の常道なり、外に論ずべきなし、

一 蓮池大師云、功過格乃利益ハ、現在の華報なりといへども、則 来世の果報となりて、功德はかるべからず、功過自知録大意終

〔乙〕安永五年原刻寛政十二年再刻版『増補和字功過自知録 全』所載「功過自知録大意」

附録功過自知録大意



(一)をよそひと 凡人の世にある、貴も賤も、其分に応じ、心に願望多かるべし、若ねがひ事あらば、必しも心をいため身を勞して、成就せんことをもとむるに及ばず、あるひは佛神にいのり、諸天に誓言立をし、百日千日たちものをし、奇瑞利生を待つにおよばず、唯一心に此功過格を受持し、善を積事、或ハ五百、或ハ一千、三千、五千乃至一萬にも満せば、禍のぞき福来りて、いかなる願ひのぞきも、成就せずといふ事なし

(二) 此功過格を修せん人は、我常々信仰する佛神の御前にて、今までの悪事を懺悔し、一心に祈誓をかけ、願ふ所の事を申て祈るべし、扱其報恩にハ、先三千の善をなして、神佛の御恩に報ぜんと誓ひをなすべし、さて其日より本文にある数々の善行を考へ、我力にかなふ程の善根をなし、毎日寝さまに一日の善と悪とを格款に書付べし、扱毎月朔日に、神佛の御前にて、前の月の善悪を偽なく算用すべし、たとへば悪を三ツしたりとも、善を三ツすれば彼悪はきゆるなり、善を五ツしたりとも悪を又五ツしたらバ、其善ハむなしきなり、十の善をしたるとも、悪を八ツすれば僅に二ツのこるなり、善を一ツしたりとも、三ツにあたる善なれば、三ツにたつる、五ツにあたる善なれば、五ツとたつる、乃至百にあたる善なれば、一ツにても百なり、悪も又かくのごとし、本文にしるすごとく算用して、三年か五年か七年か十年かのうちには、三千の善根を円満すべし、心ざしさへ真実なれば、三千の善ハいまだ成就せざるうちに、わがねがふ事ハかなふなり、此三子の善は、神佛への報恩なれば、願ひかなひて後、いよく励みてすみやかに三千の願を満すべし、三千の数満じたらバ、知識をたのミ回向をつとむべし

(三) 袁了凡云予雲谷会禪師に逢ひしとき、禪師云、天命ハ己より作るべし、一切の禍も今生己が所行によつて、天命忽に變じ、或ハ禍をあたへ、あるひは福をあたふるなり、我身の行ひの善悪の外に、別に天命を論ずべからずとて、功過格一冊を授けて、従来の罪を懺悔し、善根を行ひ、いかなることにも堪忍を第一とし、よく心を治ることを教へ給へり、予深く信受して、まづ誓願を立て、三千の善行を修しければ、及第の大願を成就し、又三千の善行を修しければ、

我決して子孫なき人相なれども、則天啓といふ男子出生し、一萬の善行を修しければ、宝抵県といふ所の奉行職二成り、殊に五十三歳の命厄とありしも、七十歳におよびても、つゝがなかりしなり、是全く心誠ありて、願心堅固なる故也、されバ此功過格を修行して、明德を明らかにする人幾百人、富貴幾千家といふ事をしらず、天堂も地獄も、此秤量に毫厘もたがふ事なし、此功過格すなハち造化の主となりて、禍をのぞき福をあたへたまふこと神のごとしと云々

(四) 一此功過格、夜ひかりをはなち、或ハ夢に金字と化し、銀字と化すと見て、兄弟の子をまうく、其外靈験挙てかぞへがたし

(五) 一日の中にて、十余功の善事を行ひ、積んで半月に至るまで、純心に少しも退屈なくつとむるときは、本等の功の外に別に加えて十功とするすべし、是は純善を貴ひ、精進の一行を大功とすることをあらハすものなり、この故に其間におひて、一兩日も懈怠することあらバ、半月にいたりても別に功をしるすべからず、一日十功ならしに、半月に又増を記すときハ、一月に三百二十功と成る、又一ツにて十功二十功にもあたる善あれば、一年には五六千功にもなるべし、これを積むことは甚だやすし、しかれども悪事の方をも又嚴重に、微しの過をもかならずしるすべし、善功を記す事はつまびらかにして、過惡をしるすことを恕すべからず

(六) 一善を積むことは、ミな日用の行ひにて、金銀を用ひ、ついやす事なきゆへ、貧しき賤の男、賤の女までも、行ふに安き事なり

(七) 一主君父母にすゝめて、善事を行ハしむるを、十善とす、他人に勧むるは、一善とす、君父ハ我上に立て、我を輕んずる人なるゆへ、勸化しがたく、他人ハ勸化し易き故なり

(八) 一凡惡逆無道のおこなひ、其罪重くして量るべからず、此書を見て受持するほどの人柄に、入べき事にあらず、ゆへ

に此書に載せず

一蓮池大師云、功過格の利益は、現在の華報也といえども、すなはち来世の果報となりて、功德はかるべからず。

一本文に百錢を以て一善とし、一過とする事あり、徂徠先生云、永樂錢百文にて、今の錢にては、五百文にあたる也、

或ハ米麦絹紬布毛綿などを出さずならバ、代物の直段にて算用すべし

一貴賤僧俗等のわかちにより、善悪のケ条通用しがたきものは、わづらハしきを恕れ畧之、しかれども善門過門の八

類、本文の次第に順じて、つゝしんでこれを訳す、いさゝかにても私意を添加する事なし、善悪の輕重、實に天道の

御定めなり、おろそかにおもふべからず

功過格を受持する人ハ、毎日此書を見て日々の功過明らかに記すべし、若此書に漏たる事あらバ、例を引て記すべ

し、月の卅日に善過を、相くらべて、多少を見、年の終に算用して知るべし

〈丙〉天保九年重版『増補和字功過自知録 全』所載「功過自知録大意」

安永五年丙申二月原刻

寛政十二年庚申九月再刻

天保九年戊戌正月重刻

江戸書肆

日本橋壹丁目

須原屋茂兵衛

浪華書肆

高麗橋壹丁目

播磨屋九兵衛

同

心齋橋通唐物町

河内屋太助

の刊記を有する該本では、「功過自知録大意」の本文の行数・字詰めも含めて、〈乙〉の寛政十二版に一致する。

### おわりに

天保九年版「大意」は、〈乙〉に全く同じであるが、他三者は相互に差が存する。この差は、単に書写等の過程において生じたものとは考えられない。むしろ意識的に作られたものと思量される。

差があるとは言っても、その全文が違うというわけではない。一部分は重なり合っている。例えば〈乙〉の第四条は〈甲〉の第二条後半と同じである。

- 〈甲〉此功過格、夜ひかりをはなち、又 夢に金字と化し、銀字を化すと見て、
- 〈乙〉此功過格、夜ひかりをはなち、或ハ夢に金字と化し、銀字を化すと見て、
- 〈丙〉此功過格、夜ひかりをはなち、或ハ夢に金字と化し、銀字を化すと見て、

兄弟の子をまうく、其外靈験挙てかぞへがたし、文しげきを以て略之、  
兄弟の子をまうく、其外靈験挙てかぞへがたし、  
兄弟の子をまうく、其外靈験挙てかぞへがたし

これは同一といつてよい。あるいは又、〈甲〉第五・六条と〈乙〉第六・七条もほぼ同文である。

かかる現象からするならば、『和語陰陽録大意』附録の「功過自知録大意」は全く異種であり〈甲〉及び〈乙〉は共通部分を含みながらも別系の「大意」となっていることになる。すなわち、寛政一二年版から『増補和字功過自知録』へ再刻再板した事と関わる。表表紙の見返しの前序も安永五年版が

此編ハ、大明袁了凡、及株宏禅師の、原本を譯して、老若男女、いとけなきわらばまでも、大道を行ひ、至善にす、ましむる捷徑の書也、常に熟読して、信じおこなふ人ハ、災害をまぬかれ、壽福を得ること、はかるべからずと、云爾

毘耶窟藏

翁 默 (陽刻)

之 原 心 (陰刻)  
印

とあるのに対して、〈乙〉本および〈丙〉本では傍線部分を「大明雲棲蓮池大師の」に作り、また陰刻の第二蔵版印を「源無之印」と改変している。故に〈甲〉に手を加えて〈乙〉をつくり、〈丙〉は〈乙〉を承けていると考えられる。そして、この「大意」における差は、『和字功過自知録』本文の差として現われるが、これは別稿に譲る。

おおよそ『国書総目録』は同一名書物を刊年毎にまとめている。それはそれで意味があることである。しかし、こと和解された善書の類は、刊年によってその内容が大いに異なる場合が多く認められる。ここで扱った「大意」も同様であつ

た。つまり、刊年の違いは内容の違いと心得なければならず、「功過自知録大意」も同様であるということである。あながちこれを角書つのがきの有無にのみ求めるべきでもない。

注

(1) 善書とは勸善の書という意味であり、我が国でこれが流行するのは勸善懲惡思想と関わる。

(2) 『和字功過自知録』のみならず、善書の受容の一端について就中貝原益軒の場合をまとめた拙稿を『神道史研究』誌第五十一卷第一号に掲載予定である。

(3) 「功過自知録大意」の内容を検するに、これは例えば顔茂猷の迪吉餘平卷「功過格附引」等の和解であると思われる。しかし、ここではこの問題には立入らない。

〔追記〕

〔甲〕に「たとひ一旦たんの利運りうんにて、当然たうぜんの利徳りとくありといふとも、終つひに天地てんちの冥罰めいばつをうけて、」とある。これが信仰掛軸の精華『三社託宣』に見える天照皇太神宮託宣

謀計雖レ為ニ眼前利潤一、必当ニ神明罰一

正直雖レ非ニ一旦依怙一、終蒙ニ日月憐一

を承けるものであることは疑いない。故に信仰掛軸論としても善書研究を視野に入れておく必要があることになる。

(短大部教授)